

医療福祉

■問合せ
国保年金課マル福担当
☎029-885-0340
(内)116

医療費の助成制度を 活用しましょう

医療福祉制度(マル福)

この制度は、茨城県と県内各市町村が共同で運営している医療費助成制度(所得制限有り)です。次のいずれかの条件に該当する方が助成の対象となります。助成を受けるには申請が必要です。

《助成種別・対象条件》

- ◎小児 0歳児〜中学3年生
 - ◎ひとり親家庭 母子・父子家庭および両親のいない子
 - ◎重度心身障害者 一定の障がいをお持ちの方
- ※詳しくは、役場国保年金課までお問い合わせください。
- ◎妊産婦 母子手帳の交付を受けている方

《助成される医療費》

医療機関窓口での自己負担金が、次のとおりになります。

- ◎重度心身障害者 無料
- ◎その他(医療機関ごと)
 - ・外来：1日600円まで(同月3回目以降は無料)
 - ・入院：1日3000円まで(限度額月30000円)

・調剤：無料

《助成を受ける際の注意点》

中学生の小児マル福は、入院のみ助成対象となります。保険適用外の料金、食事・生活療養費、学校でのケガ等でかかった医療費は助成の対象外です。

※小児または妊産婦の方については、マル福の所得制限を超えていても、村独自の医療費の助成制度を受けることができます。

中学生までの医療費 (保険適用分)全額助成 (対象となる方)

美浦村に住所を有し、いずれかの健康保険に加入している中学3年生までの全ての方。※事前に医療福祉制度(マル福)への申請が必要です。

《助成される医療費》

・マル福該当：右記のマル福

の自己負担金

・マル福非該当：医療機関での窓口負担金(保険適用分)

※助成対象外は、医療福祉制度(マル福)と同じです。

医療費助成の受け方

一、医療機関を受診する

医療機関で支払いを済ませ、領収書を貰ってください。

※マル福該当者は、受給者証を提示してください。

※領収書に、受診者名・保険点数(保険適用金額)の記載がない場合は、医療機関で記入してもらってください。

二、領収書を持って役場へ

医療機関を受診した翌月以降に、役場国保年金課にて申請手続きをしてください。

◇申請に必要なもの

- ・領収書(原則原本預かり)
- ・診療明細書または調剤明細書・印鑑
- ・振込先の分かるもの
- ・高額療養費の対象になる場合は、支給決定通知

三、助成金の振り込み

申請日の翌々月に、申請時に指定された口座に助成金が振り込まれます。

国民年金

■問合せ
国保年金課年金係
☎029-885-0340
(内)116

平成30年度の 国民年金保険料が 決定しました

平成30年度(平成30年4月〜平成31年3月)の国民年金保険料は、月額1万6340円(前年度から月額150円引き下げ)になりました。

なお、付加保険料は月額400円で変更はありません。

納付方法は、口座振替、現金納付、クレジットカード納付があります。前納割引制度がありますので、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

国民年金保険料の免除期間・ 納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老

齢基礎年金の受給額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。追納のお申し込みを希望される方、またご相談については、年金事務所までお願いします。

◎土浦年金事務所 ☎029-825-11170

日本年金機構からのお知らせ

資格期間が10年未満の方へ「年金加入期間の確認のお知らせ(案内)」を送付しています。お手元に届いたら必ずご確認ください。

年金事務所へ相談される際は、ねんきんダイヤルへ予約のうえ、来訪してください。

◎ねんきんダイヤル ☎0570-105-1165

※月曜〜金曜日・午前8時30分〜午後5時15分(月曜のみ午後7時、第2土曜日午前9時半〜午後4時)